電子証明書の更新手続

JD03

マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書には5年の有効期限があります。
有効期限が過ぎた場合には、e-Tax等の電子申請やコンビニ交付・健康保険証等に使えなくなりますので、お住まいの市区町村の窓口で更新手続を行っていただくようお願いします。
電子証明書の更新にかかる手数料は、無料です。
※電子証明書のみの有効期限が過ぎた場合でも、対面の本人確認書類としては引き続き使えます。

同封物について

次の4点が封筒に封入されています。
更新方法は、本書をご覧ください。

本書

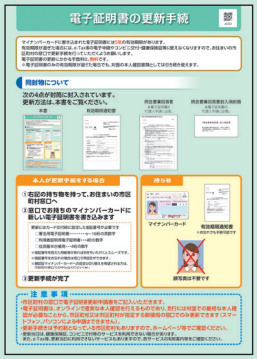

有効期限通知書

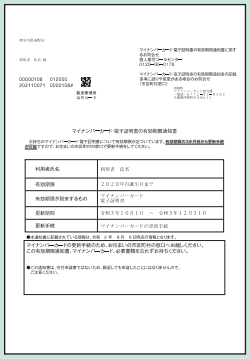

照会書兼回答書
※電子証明書の代理人申請に必要。

照会書兼回答書封入用封筒
※電子証明書の代理人申請に必要。

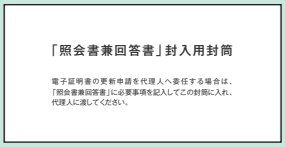

本人が更新手続をする場合

①右記の持ち物を持って、お住まいの市区町村窓口へ

②窓口でお持ちのマイナンバーカードに新しい電子証明書を書き込みます

更新にはカード交付時に設定した暗証番号が必要です
- ○署名用電子証明書・・・・・・・・・6～16桁の英数字
- ○利用者証明用電子証明書・・・4桁の数字
- ○住民基本台帳用・・・4桁の数字

※暗証番号を控えた用紙等があればお持ちいただくとスムーズです。
※暗証番号をお忘れの場合は窓口で再設定ができます。
※顔認証マイナンバーカードへの設定の切り替えを希望される方は、市区町村窓口でお申し出ください(★)。

③更新手続が完了

持ち物

マイナンバーカード

有効期限通知書
※お忘れでも手続可能です

顔写真は不要です

注 意 事 項

- 市区町村の窓口で電子証明書更新申請書をご記入いただきます。
- 電子証明書は、オンラインで確実な本人確認を行えるものであり、発行には対面での厳格な本人確認が必要なことから、市区町村又は市区町村が指定する郵便局の窓口でのみ更新できます(スマートフォン、パソコンによる申請はできません)。
- 更新手続きは予約制となっている市区町村もありますので、ホームページ等でご確認ください。
- 更新当日は、健康保険証、コンビニ交付等のサービスを利用できない場合があります。
  また、e-Tax等、更新当日に利用できないサービスもありますので、各サービスの利用案内等をご確認ください。

代理人に更新手続をお願いする場合

①申請者が照会書兼回答書に必要事項を記入し、同封した封筒に封入封かんの上、代理人に渡す

※照会書兼回答書に記入する暗証番号は、カード交付時に設定した暗証番号を記入してください。

※代理人申請時に暗証番号の照合ができない場合は、文書照会による再度来庁が必要となります。

※顔認証マイナンバーカードへの設定の切り替えを希望される方は、照会書兼回答書の「いずれの暗証番号も設定しない」にチェックをしてください(★)。

②代理人は右記の持ち物を持って、申請者のお住まいの市区町村窓口へ

③市区町村職員が照会書兼回答書に記入された暗証番号により、新しい電子証明書を書き込みます

④更新手続が完了

持ち物

申請者本人の
マイナンバーカード

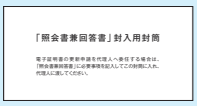

照会書兼回答書
を封入封かんした封筒

代理人の本人確認書類
[マイナンバーカードや
運転免許証等
(顔写真付きのもの)]

有効期限通知書
※お忘れでも手続可能です

★顔認証マイナンバーカードについて

・暗証番号の設定を不要とし、利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証又は目視に限定したカードです。
・顔認証マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書は、健康保険証としての利用は可能ですが、マイナポータルなど暗証番号の入力を必要とする各種オンラインサービスでは利用できません。
・市区町村窓口で手続ができます。

お問い合わせ先

公式サイト　マイナンバーカード総合サイト　検索　https://www.kojinbango-card.go.jp

お問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル
マ イ ナ ン バ ー
☎0120-95-0178

平　日　9時30分～20時00分
土日祝　9時30分～17時30分
(年末年始を除く)

マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250 におかけください。

外国語対応

Multilingual Info

・Please direct any inquiries in English to the following number. For details, you can also check the website.
・如使用中文进行咨询，请拨打以下号码。详情也可访问主页进行确认。
・如果您想使用中文洽詢，還請撥打以下電話專線聯絡，謝謝。詳細資訊請參閱網站。
・한국어로 문의하시는 경우 이하의 전화번호로 연락주십시오.상세한 사항은 홈페이지에서 확인할 수 있습니다.
・Para informes en español, diríjase al número de teléfono indicado a continuación.
También encontrará información detallada en la página web.
・Favor entrar em contato no número de telefone abaixo para consultas em português.
Maiores detalhes podem ser consultadas também na homepage.
・This telephone number is toll-free corresponding to English,Chinese,Korean,Spanish and Portuguese.

Tel：0120-0178-27　URL:https://www.kojinbango-card.go.jp

総務省・地方公共団体情報システム機構（J-LIS）
Japan Agency for Local Authority Information Systems

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）は、国と地方公共団体が共同して運営する法人です。

2023年11月E